2021 年 1 月 28 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの貯蔵計画届出について

当社は、本日『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』第43条の13及び『使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則』第23条第1項の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を原子力規制委員会へ届け出ましたのでお知らせいたします。

以　上

別紙：貯蔵計画

［参　考］

○　使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画
使用開始の予定の日の属する年度（2021 年度）から、当該年度の４月１日を始期とする３年間（2023 年度まで）の貯蔵計画

※　今回の届出は、当施設の事業変更許可申請（2019 年１月 10 日一部補正申請）の内容（2021 年度　事業開始*）に基づくもの。
＊設計及び工事の計画の変更の認可を取得して追加工事を開始する時に、法四十三条の七第二項に定める工事計画の変更の届出を行う。この場合、貯蔵計画も変更する。

（お知らせ）
2019 年 1 月 10 日　リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の一部補正等について
http://www.rfsco.co.jp/press/h30/p02.pdf

添付：（参考）今回の貯蔵計画届出について

問い合わせ先
リサイクル燃料貯蔵株式会社
立地・広報グループ
阿部・甲田
TEL 0175-25-2992

様式第１　（第23条関係）

貯　　蔵　　計　　画

別　紙

原子力規制委員会　殿

RFS発官2第13号
令和3年1月28日

住所　青森県むつ市大字関根字水川目596番地1
氏名　リサイクル燃料貯蔵株式会社　代表取締役社長　坂本　隆

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の13及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第23条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所		名　称	リサイクル燃料備蓄センター							最大貯蔵能力（トン）			約3000				
		所　在　地	青森県むつ市														
項目 / 年度別	期別	燃料体の種類（注）	使用済燃料受入量					使用済燃料払出量					期末在庫量				
			封入した容器数（体）	燃料体数（体）	ウランの量（トン）	ウラン235の量（トン）	プルトニウムの量（トン）	封入した容器数（体）	燃料体数（体）	ウランの量（トン）	ウラン235の量（トン）	プルトニウムの量（トン）	封入した容器数（体）	燃料体数（体）	ウランの量（トン）	ウラン235の量（トン）	プルトニウムの量（トン）
2021年度	上　期	BWR	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	
	下　期	BWR	1	69	12	1		0	0	0	0		1	69	12	1	
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	
	計	BWR	1	69	12	1		0	0	0	0						
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－						
2022年度	上　期	BWR	0	0	0	0		0	0	0	0		1	69	12	1	
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	
	下　期	BWR	5	345	60	1		0	0	0	0		6	414	73	2	
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	
	計	BWR	5	345	60	1		0	0	0	0						
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－						
2023年度	上　期	BWR	0	0	0	0		0	0	0	0		6	414	73	2	
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	
	下　期	BWR	8	552	97	2		0	0	0	0		14	966	169	4	
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	
	計	BWR	8	552	97	2		0	0	0	0						
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－						
合　計		BWR	14	966	169	4		0	0	0	0						
		PWR	－	－	－	－		－	－	－	－						

注　　燃料体の種類別に記載すること。
備考1　ウラン、ウラン235又はプルトニウムの量は、原子核分裂させる前のものを記載すること。
　　2　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

BWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。
PWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。
ウランの量、ウラン235の量、プルトニウムの量が１トン未満の場合は１(トン)と記載する。
各欄毎に端数処理（四捨五入）を実施しているため、上期・下期の和と計が一致しない場合がある。

（参　考）

今回の貯蔵計画届出について

貯蔵計画については、『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』及び『使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則』により、使用開始予定の日の属する年度を始期とする３年間の貯蔵計画を当該年度の前年度の１月 31 日までに、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。

当社は 2019 年１月に原子力規制委員会へ届け出た「リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の一部補正」において工事計画上の事業開始予定を 2021 年度としていることから、本日、この工事計画に基づいた貯蔵計画を届け出たものである。

また、今回の貯蔵計画に記載した「使用済燃料受入量」は、事業開始時期が見極められないため、前記 2019 年１月の事業変更許可申請書の一部補正時の予定受払量の数量を基に記載したもので、現時点での暫定的なものであり、実際の使用済燃料の受け入れを示しているものではない。

以　上